

様式第7号（第9条関係）

許可番号第 01326 号

住 所 三島市文教町 2 丁目 15-36  
(所 在 地)  
氏 名 株式会社タカヤナギ  
〔名称及び〕  
〔代表者氏名〕 代表取締役 平田 豪 様

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和元年 10 月 5 日

三島市長 豊岡 武士



事 業 の 区 分	一般廃棄物の収集及び運搬
一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ・粗大ごみ）
業 務 の 区 域	三島市内
許可の有効期限	令和元年 10 月 5 日から令和 3 年 10 月 4 日まで
許可の条件	裏面「許可条件」による。
許可の更新 変更の状況	平成 25 年 10 月 5 日更新許可 平成 27 年 10 月 5 日更新許可 平成 29 年 10 月 5 日更新許可

## 許 可 条 件

- 1 三島市清掃センターへの搬入日時については以下のとおりとする。
  - (1) 1月4日から12月28日まで
    - ①月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)  
午前8時45分から午前11時15分まで  
午後1時00分から午後3時30分まで
    - ②土曜日、祝日  
午前8時45分から午前11時15分まで
  - (2) 12月29日から12月31日  
原則、搬入は認めない。ただし三島市が別に定めたときはこの限りでない。
- 2 収集及び運搬に使用する車両については、以下のとおりとすること。
  - (1) 常に清潔に保つこと。
  - (2) 「一般廃棄物収集運搬車両許可証」を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
  - (3) 車両外側に社名等の表示をすること。
  - (4) 一般廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
  - (5) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - (6) 道路交通法を遵守し、交通安全に十分留意すること。
  - (7) その他関係法令を遵守すること。
  - (8) 三島市清掃センター敷地内では、徐行及び周囲の安全確認に十分留意するほか、係員の指示に従うこと。
  - (9) 車検等により一時的に許可車両以外の車両を使用する場合は、事前に三島市に相談すること。
- 3 分別等について、以下のとおりとすること。
  - (1) 収集した廃棄物の分別を徹底するほか、排出者への分別指導も併せて行うこと(特に事業者から排出された廃プラスチック類等の混入は厳に慎むこと)。
  - (2) 厨芥ごみの水切りを実施すること。
  - (3) 産業廃棄物、他市町から収集した廃棄物は絶対に搬入しないこと。
- 4 その他
  - (1) 三島市から請求のあった一般廃棄物処理手数料は、納期限までに納入すること。
  - (2) 業務状況報告書(様式第10号)を、翌月の10日までに提出すること。
  - (3) 一般廃棄物処理業許可申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに三島市に報告するとともに、法令等に基づいた手続きを行うこと。
  - (4) 本許可条件に違反する行為が認められた場合は、三島市清掃センターへの搬入若しくは業務の一時停止又は許可を取り消すことがある。
  - (5) 業務状況報告書の提出に併せ、収集事業者一覧及び収集運搬経路一覧を提出すること。ただし、収集事業者に変更がない場合はこの限りでない。